

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金について、平成24年度および平成25年度に限り、国の特例措置事業に基づく補助についても、その対象とされたことから、それに応じて基金を処分することができるよう、滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例(平成21年滋賀県条例第67号)の一部を改正しようとするものです。

2 概 要

- (1) 平成24年度および平成25年度における基金の処分の特例について定めることとします。(付則第3項関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略 付 則 第1項および第2項 省略</p>	<p>本則 省略 付 則 第1項および第2項 省略 3 平成24年度および平成25年度における基金の処分については、 <u>第1条中「の減免」とあるのは、「の減免等」とする。</u></p>

<参考>

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例

(設置)

第1条 現下の厳しい経済情勢により修学が困難な高等学校等の生徒に係る授業料の減免に対する補助および奨学金の貸与ならびに東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により被害を受け、修学等が困難となった生徒等に対する支援を円滑に実施するため、滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。